

○財務省告示第二百九十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年八月十七日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年九月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百五十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特						
額	入札格第I						
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		二	四		二		
万		千	兆	額	額		
円		六	六	面	面		
		百	千	金	金		
		五	四	額	額		
		十	百	で	で		
		九	四	四	四		
		億	十	千	兆		
		五	億	二	六		
		百	八	百	千		
		九	千	五	四		
		十	五	十	百		
		六	百	九	十		
		万	七	億	億		
				円	円		

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募額を順次割り

もかかる。その応募額を順次割り

当てる。市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込の応募額を割り当てる。

各申込みの応募額を割り当てる。

